

法改正及びR3団体意見			R5団体ヒアリング前		R5団体ヒアリング	R5団体ヒアリング後		最終		R5団体ヒアリング
区分	番号	内容	判断	理由	関連する条例改正に対する意見	判断	理由	条例(案)		備考(関連する施策等への意見)
I	④	改正障害者差別解消法第16条 (情報の収集、整理及び提供)	×	条例第23条、第24条の表彰、県民会議が同等のものと考えられる。	・条例に明記をした上で、事例検討を行う等情報の収集、整理、提供は行ってもらいたい ・静岡県では、 <u>情報の収集、整理及び提供は協議会で事例の提供等を行っている。件数等も公表しているため、現在行っている。事実としてあるのであれば、条例に明記をすべきかと考える。</u> 県民会議は表彰が主となっているため、情報の収集、整理及び提供とは異なるように感じる。新たに条文としてのせるのか、協議会の条項に載せるのか、県条例に記載をすべきだと考える ・ <u>法第16条第2項を新設した意味は重く、情報の収集、整理及び提供の努力義務を規定した条文を条例においても新設すべきである。</u>	○	左記意見を踏まえ、今回の法改正により情報の収集、整理及び提供が求められていることから、条例にも明記し取り組んでいく。	第24条(情報の収集、整理及び提供)		・差別解消に関する情報の収集、整理及び提供は県として取り組んでもらいたい ・事例集を作成してほしい ・県民会議の在り方については検討してもらいたい
		旧						新	現	
	⑤	事業者に関する定義を記載してほしい。	×	第5条の県民等の役割に事業者(法第2条第7号に規定する事業者をいう。)と記載がされている。		×		障害者差別解消条例 第5条(県民の役割)		
	⑥	障害者差別解消条例第3条(3)の「女性」「男性」の表現方法を検討してほしい。 (基本理念) 第3条 障害があることに加え、 <u>女性であること、男性であること</u> 、年齢その他の要因が複合することにより特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた配慮がなされること。	×	条文に明記はしていないが、年齢その他の要因が複合することにより特に困難な状況に置かれている場合に性的マイノリティの方も含まれる。 表現方法については、静岡県男女共同参画推進条例が条例改正は行う予定はなく、国から通知等もでていないということから、改正は行わない。		○	基本方針第5の1(1)に「障害者の性別、年齢、状態等に配慮するとともに」という一文があることから基本方針に則した記載方法に変更する。	現	新	

法改正及びR3団体意見			R5団体ヒアリング前		R5団体ヒアリング		R5団体ヒアリング後		最終		
区分	番号	内容	判断	理由	関連する条例改正に対する意見	判断	理由	条例（案）	備考（関連する施策等への意見）		
II	団体ヒアリングの条文改正に関する意見にかかること（令和3年度）	⑦	相談及び紛争解決の体制について、協議会の助言または、あっせんに加えて県が担う部分も記載が必要である。 ----- (相談への対応) 第11条 何人も、県に対し、障害を理由とする差別に関する相談をすることができる。 2 県は前項の規定により相談を受けたときは、その内容に応じて次に掲げる対応をするものとする。 (相談員の配置等) 第12条 知事は、前条第2項各号に掲げる対応をする者として、相談員を置くことができる。 (事実の調査) 第14条 知事は前条第1項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実の調査を行う者とする 2 知事は、必要があると認めるときは、相談員に前項の調査の全部又は一部を行わせることができる 3 略 (助言又はあっせん) 第15条 知事は、第13条第1項の申立てがあった場合において、当該対象事案の解決を図るために必要があると認めるときは、協議会に対し、当該対象事案の当事者に対する助言又はあっせんを行うよう求めるものとする。 2 協議会は…(略)	×	県が担う部分については、「知事が」と記載がされており、協議会が助言あっせんは行うものの全て知事(県)が協議会に対して求め、その結果必要な措置は知事(県)が行う。他県条例を確認をしても同様の内容が多い。条文にこれ以上の県の役割を示す必要はないと考える。		×	県が担う部分については、「知事が」と記載がされており、協議会が助言あっせんは行うものの全て知事(県)が協議会に対して求め、その結果必要な措置は知事(県)が行う。他県条例を確認をしても同様の内容が多い。条文にこれ以上の県の役割を示す必要はないと考える。			・人材の育成を図ることや、確保のための措置を図ることは、条例に明記してもらった方が良い →左記意見は、I③に関する内容である。
		⑧	「障害がある人」の表現が全体として多く、「障害のある人」を特別視している表現ともとれる。	×	法、条例の性質上、障害のある人という表現は必要であると考えられる。	・障害のある人の表現が多いことについては、条文を確認すると、障害がある人や障害者と表記が違うため、障害がある人に統一して記載をしてはどうか。	×	第2条で用語の定義をしており、以降は障害者と記載されている。前文及び定義においては障害者と表記することがふさわしくないため、現行のままとする。			
		⑨	前文「障害がある者が働く幸せを感じられるように就労支援を行うなど」の記載方法は、「障害のある人が働いていない」等を前提とした表現とも捉えられる。	×	前文は規範性を持つものではなく、条例制定時に県民から寄せられた意見や想いを踏まえ、県民が理解しやすいように記述したものである。	・障害がある者が働く幸せを感じられるように就労支援を行うというところは働くことが幸せを感じるには限られないため、働きたい意思がある障害者に就労支援を行うなどに表記を変更してはどうか。	×	県民から寄せられた意見や想いを踏まえ、県民が理解しやすいように記述をしている内容であり規範性をもつものではない。改正の対象外とする。			
		⑩	条例の文面に「情報保証」「移動」「コミュニケーション支援」の3つの保証をいれてほしい	×	障害者支援を考える上で、重要なキーワードではあるが、差別解消条例にはなじまないと考えられる。	・手話言語条例が施行されており、障害者差別解消条例にもいれてはどうか。例えば、意思疎通及び情報取得のための手段を選択できる機会が保証されるように記載をし、手話や要約筆記等の情報が保証されると思うので、表記すべきではないかと考える。	×	条例制定時に、障害者団体からの意見も踏まえ、「差別解消と要約筆記、点字等障害者のコミュニケーション手段の利用促進は別のものである」と整理をし、条例に記載しなかった経緯があることから、本県の条例には記載しない。			

法改正及びR3団体意見			R5団体ヒアリング前		R5団体ヒアリング		R5団体ヒアリング後		最終	
区分	番号	内容	判断	理由	関連する条例改正に対する意見	判断	理由	条例（案）	備考（関連する施策等への意見）	
II	団体ヒアリングの条文改正に関する意見にかかること（令和3年度）	⑪ 心のバリアフリーという文言をいれてもらいたい。	×	条例第1条の目的に記載がある「すべての県民が、障害の有無によって分け隔たれることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする」が心のバリアフリーの意味と同義であることから、改正は行わない。	・表現としては、思いやりと同じように捉えられると違うため、障害者に対する県民の理解を深め、誰もが個人の尊厳及び権利を尊重される社会の実現と記載されれば、同様になると考えた。障害者も健常者も誰もが個人の尊厳や権利が尊重される記載の方が良い。	×	条例第1条は、この条例が法の趣旨に則っていることを明らかにしたものであり、その文言には、法第1条の文言を一部引用している。今回の法改正において、第1条の改正はないことから、第1条の改正も行わない。		・環境の整備だけですすめるには穴がでてくるため、心のバリアフリーは広めてもらいたい。 ・心のバリアフリーについて記載をしてほしいという意見もあるが、心のバリアフリーではなく、まずは建物の整備等のバリアフリー化をしていくべきである。心のバリアフリーは自分達が人の手を借りることになる。誰もが同じように生活するには心のバリアフリーではなく、環境整備をすることが必要。条例としてふみこめないなら、県としての取り組んでもらいたい。	
		⑫ 差別解消法、バリアフリー法の改正に沿った内容で改正してもらいたい。 ----- 公立小中学校は、令和3年4月施行の改正バリアフリー法により建築物移動等円滑化基準適合義務の対象に追加されているが、学校関係のバリアフリーの設置が進まない。コスト面を考えると難しいこともわかるが、前向きな姿勢を見せてもらいたい。	×	静岡県では、静岡県福祉のまちづくり条例がバリアフリー法に沿った内容であり、本条例には改正内容には適さない。	・設備面に関する記載のため、条例にも記載してほしい。本人及び家族が通常学級を選択した場合、拒否せず、可能な限りの合理的配慮の提供をする必要があると記載をすればスロープ等を検討してもらえるのではないかと考えた。 ・バリアフリー法が静岡県福祉のまちづくり条例に沿った内容であるため、条例に適さないということ条に盛り込まないとなっているが、静岡県福祉のまちづくり条例は、新規の建物に対しては基準を満たすよに記載があるが、既存の建物については、記載がない。インクルーシブ教育を目指している中で建物のバリアフリー化なくしては目指すことはできない。条例に落とし込む、こまないで、静岡県として取り組まないということではないと思うが、条例に盛り込むことで意識づけをしてもらいたい。	×	静岡県では、「静岡県福祉のまちづくり条例」がバリアフリー法に沿った内容であり、本条例の改正内容には適さない。なお、「本人及び家族が通常学級を選択した場合、拒否せず、可能な限りの合理的配慮の提供をする必要がある」は法律の内容を超える規制であり、慎重な議論が必要である。 仮に既存の建物について条例に盛り込むのであれば、盛り込む先は「静岡県福祉のまちづくり条例」となるべきであると考えられることから、本条例の改正内容としては適さない。		・公共施設のバリアフリー化は県としてもすすめてもらいたい。 ・災害時の障害者に対する対応はすすめてもらいたい。避難所や仮設トイレ等車椅子ユーザーにとっては、利用しづらいことが多く。避難訓練への参加を断られることもある。	
		⑬ 名称を差別禁止条例と変更してもらいたい。	×	他県の名称をみても禁止という文言は使っていない。罰則規定があるわけではないため、改正は行わない。		×				

法改正及びR3団体意見			R5団体ヒアリング前		R5団体ヒアリング	R5団体ヒアリング後		最終	R5団体ヒアリング
区分	番号	内容	判断	理由	関連する条例改正に対する意見	判断	理由	条例（案）	備考（関連する施策等への意見）
III	団体ヒアリングの条文改正に関する意見にかかること（令和5年度）	⑭				×	災害時の避難所のバリアフリー化等整備は障害のある方に限らず、要配慮者と言われるすべての方々に関わる内容である。そのため、本条例の改正内容として新たに設けることは行わない。 ただし、静岡県地震対策推進条例には要配慮者への配慮も規定され、ほかにも災害対策基本法に基づき、地域防災計画にも示されているため、関係課とともに避難所の環境整備に関する取り組みは必要であると考えられる。		
		⑮				×	法律の定義に沿って規定をしている。尚、記載はしていないが、障害者基本法や障害者差別解消法と同じく高次機能障害は精神障害に含まれている。		
		⑯				×	基本方針において、不当な差別的取扱いの基本的な考え方に「社会的障壁を解消するための手段（車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等）の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも」該当する旨改正されたことから、静岡県においても基本方針に沿って条例の対応、解釈、運用を行っていく。		
III	団体ヒアリングの条文改正に関する意見にかかること（令和5年度）	⑰				×	条例第10条第2項では、協議会が法第18条第1項の規定に基づき関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談にかかる事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、①情報交換、②障害者からの相談等を踏まえた取組に関する協議を行うこととしており、明記はされていないが、具体的事案の対応例の共有・協議も含まれる。		
		⑱				×	第10条第3項第1号に相当するとし、静岡県障害者差別解消支援協議会では、事業者団体の代表として静岡県経営者協会に参画いただいている。		